

# **製造業等における外国人材の受入拡大 及び共生に関する提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和4年7月**

## 製造業等における外国人材の受入拡大及び共生について

厚生労働省の発表によると、外国人労働者数は年々増加傾向にあり、令和3年10月末現在では約173万人と、全国の労働力人口約6千万人の3%を占め、この傾向は今後も続くことが見込まれている。

こうした中、改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設された。農業、介護、建設、宿泊、製造業等14分野で受入れが開始しており、5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人材の受入れが見込まれていたが、法務省出入国在留管理庁の公表による令和3年12月末現在の特定技能在留外国人数（速報値）は、49,666人にとどまっており、人材確保が進まない状況にある。

また、受入可能な14分野は、深刻な人手不足が生じている業種として国で選定されているが、人手不足にありながら対象業種には含まれない業種も多く見られる。

さらに、地域を支える地場産業の人手不足も深刻であり、業界団体からは人手不足が進行すれば、業界そのものの存続が危ぶまれるとの声があがっている状況である。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による入国制限から、特定技能在留外国人の受入にも遅れが生じているが、労働力人口が今後も減少していく中で、外国人材の受入は今後も不可欠である。

加えて、外国人材は単に労働者としてだけでなく、地域で生活者として暮らしていくことから、医療、住居その他の受入れ体制を充実させ、外国人も安心して暮らせる多文化共生社会の実現が求められる。

以上を踏まえ、製造業等における外国人材の受入拡大及び共生について、次のとおり提言する。

### 1. 特定技能在留外国人の受入れの加速化

現在、国内に在留している特定技能在留外国人のほとんどが技能実習からの移行によるものであるが、国外からの新規の受入れを促進するため、全分野での試験の実施や、送出国との調整を進めること。また、申請書類の簡素

化や審査期間の短縮や事業者等への制度理解に向けた積極的な周知啓発などにより、特定技能在留外国人の受入れを加速化すること。

## 2. 受入分野の対象業種の拡大

「特定技能1号」における受入可能な特定産業分野の見直しについては、地域における労働需給の状況や地域の意向等を十分に反映すること。

### 【追加分野（例）】

- ・プラスチック製品製造業
- ・金属製品製造業（現在、特定産業分野に含まれるもの除く。）
- ・ゴム製品製造業
- ・なめし革・同製品・毛皮製造業
- ・繊維工業
- ・林業
- ・木材・木製品製造業（家具を除く）
- ・家具・装備品製造業

## 3. 地方等への外国人材の還流

特定技能在留外国人が、大都市や大企業に過度に集中することなく、それぞれの地域の人手不足の状況に応じ、必要な人材の確保に繋がるよう、国において実態を把握すること。また、その結果を公表するとともに、地方等への人材還流が十分なされるよう具体的な方策を実施すること。

## 4. 受入れ機関に対する支援制度の創設および相談支援体制の整備

人材不足が深刻な中小・小規模事業者が、円滑かつ適正に特定技能在留外国人を受入れができるよう、受入れ機関の負担（登録支援機関への委託費含む）に対する支援制度を創設するとともに、受入れにあたっての様々な相談にきめ細かく対応できる相談窓口を府県ごとに設置すること。

## 5. 多文化共生社会の実現に向けた実効性のある受入体制の整備

外国人との共生に向けて、必要な受入体制を国の責任において実効性のあるものとし、また、地方公共団体が実施する取組に対して、人的・財政的な支援を行うこと。

### （1）医療体制及び災害時・緊急時の体制

外国人が安心して医療サービス等を受けることができる体制を早急に整えること。また、生命や健康にかかわることであるため、正確かつ迅速な意思疎通、情報伝達が可能となるよう、医療機関の受診時や災害時等における多言語自動音声翻訳の普及促進などの取組にとどまらず、より実効性のある取組を推進すること。

### （2）住居の確保

生活していくためには住居の確保が重要であるが、中小企業においては社員寮を持たない事業者が多いことから、外国人が確実に住居を確保できるための取組が必要である。民間、市町村など地域が取り組む活動を支援するなど、住居確保の取組を推進すること。

### （3）悪質な仲介事業者等の排除

来日しようとする外国人から高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者が介在し、来日した外国人が高額な借金をすることになってしまう事例も見受けられる。安心して就労することができるよう、悪質な仲介事業者を排除するための実行性のある措置を講じること。

令和4年7月

#### 近畿ブロック知事会

|        |           |
|--------|-----------|
| 福井県知事  | 杉 本 達 治   |
| 三重県知事  | 一 見 勝 之   |
| 滋賀県知事  | 三 日 月 大 造 |
| 京都府知事  | 西 脇 隆 俊   |
| 大阪府知事  | 吉 村 洋 文   |
| 兵庫県知事  | 齋 藤 元 彦   |
| 奈良県知事  | 荒 井 正 吾   |
| 和歌山県知事 | 仁 坂 吉 伸   |
| 鳥取県知事  | 平 井 伸 治   |
| 徳島県知事  | 飯 泉 嘉 門   |